

救急講習について

保健福祉 課

1. 救急講習とは

日本赤十字社は、「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、「救急法」「水上安全法」「雪上安全法」「幼児安全法」および「健康生活支援講習」の5種類の講習を行っています。

2. 栗山分区では、毎年「救急法」の講習会を実施しています。

講習内容は「救急法基礎講習」「救急法救急員養成講習」の2種類です。

	救急法基礎講習	救急法救急員養成講習
内 容	心肺蘇生・AEDの使い方・気道異物除去法など	急病の手当・けがの手当て（止血、包帯、固定）・搬送及び救護
対 象	15歳以上の方	救急法基礎講習修了者
時 間	4時間（日曜半日午後）	12時間（日曜2日間）
受講料	1,500円	1,700円

開催時期は、10月～11月頃で、町広報でお知らせしています。